

「官民連携・共創による緑の保全・活用」企画提案等業務委託
公募プロポーザル実施要領

令和5年6月12日

1 目的

本県の里山や平地林などの豊かな緑や自然を次世代に引き継ぐには、企業・団体、県民、行政等の多様な主体の参画による保全・活用を進める必要がある。そのため、里山や平地林などの緑や自然について、一層の官民連携による保全・活用の推進（R9年頃）、行政からの補助金等に頼らず企業や県民等が主体となった保全・活用の取組の実施を目指し（中長期スパン）、持続的な保全・活用につながる具体的な取組を総合的に推進するための企画立案を行う支援業務を委託することとし、自然環境保全に関連するフォーラム等の企画・運営・コーディネートを行うノウハウを有する事業者を公募プロポーザル方式により募集するものである。

2 委託業務の概要

- (1) 委託業務名 「官民連携・共創による緑の保全・活用」企画提案等業務委託
- (2) 実施主体 埼玉県
- (3) 履行期限 令和5年10月31日（火）
- (4) 委託業務内容 別添『官民連携・共創による緑の保全・活用』企画提案等業務委託』(以下、「仕様書」という。) のとおり。
- (5) 委託予定額 1,496千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

3 スケジュール

- (1) 公告日 令和5年6月12日（月）
- (2) 質問事項の受付期間 令和5年6月13日（火）～6月16日（金）17:00まで
- (3) 企画提案書受付期間 令和5年6月20日（火）～6月27日（火）17:00まで
 - ①参加申込連絡期限 令和5年6月26日（月）17:00
 - ②企画提案書提出期限 令和5年6月27日（火）17:00
- (4) 審査期間 令和5年7月上旬まで
(審査委員会は6月30日（金）～7月4日（火）のうちいずれか1日で実施予定。ただし、審査委員の都合等により変更の可能性もある。)
- (5) 審査結果通知 令和5年7月上旬

4 参加資格

- (1) 次のアからカに該当する者であること。
 - ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により埼玉県的一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされて

いる者でないこと、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定後に埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。

エ 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

オ 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

カ 過去 5 年以内において、本業務と同種又は類似業務（自然環境保全に関連するフォーラム等の企画・運営・コーディネートなど）について、地方公共団体等の契約実績があること。

(2) 上記 (1) を満たす者との共同提案も認めるが、この場合は、代表者を定めた上で企画提案競技に参加するものとし、県との契約の当事者は当該代表者とする。また、県との契約後、当該代表者と代表者以外の構成員で再委託契約を結ぶこととする。再委託については、別途委託契約書に定める県の事前承認が必要となる。

共同提案する場合、代表者以外の構成員についても、「6 企画提案書の提出」の(2)エからキに定める参加資格の確認に必要な書類を提出するものとする。

5 質疑応答の方法

この募集要領に関する質疑は、電子メールに下記の質問書を添付して送付すること。

なお、件名は『(企業名・提出日)「官民連携・共創による緑の保全・活用」企画提案等業務委託に関する質問』とすること。

(1) 提出書類

業務委託公募質問書（様式 1）

(2) 受付期間

令和 5 年 6 月 13 日（火）～ 6 月 16 日（金）17:00 まで

(3) 提出先

埼玉県環境部みどり自然課 みどり保全・総合調整担当

E-mail : a3140-11@pref.saitama.lg.jp

(4) 回答方法

質疑応答については、みどり自然課のホームページにおいて、企業名等を伏せて掲載する。

みどり自然課の URL :

<https://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/a0508/index.html>

6 企画提案書の提出

(1) 受付期間及び提出方法

ア 受付期間 令和 5 年 6 月 20 日（火）～ 6 月 27 日（火）17:00 まで

イ 提出方法 県が指定するファイル送受信システムによるデータ提出とする。

①参加申込

期 限：令和5年6月26日（月）17:00

送信先：埼玉県環境部みどり自然課 みどり保全・総合調整担当

E-mail：a3140-11@pref.saitama.lg.jp

メールに記載する内容：

タイトルを『(企業名)「官民連携・共創による緑の保全・活用」企画提案等業務委託 企画提案書提出希望』とし、本文に企業名、担当者名、担当者連絡先（電話番号及びメールアドレス）を記載し送信すること。メールを確認後、担当者連絡先メールアドレス宛にみどり自然課からファイル送受信システムを送信するので、それにより②企画提案書提出を行うこと。

②企画提案書提出

期限：令和5年6月27日（火）17:00

提出方法：①によりみどり自然課から送信されたファイル送受信システムに電子ファイルを添付して送信すること。

(2) 提出書類

電子ファイルの形式は、ワード、エクセル、パワーポイント及びPDFのいずれかとする。この他の形式を希望する場合は事前にみどり自然課の了承を得ること。

エ〜キについては、スキャンしてPDF化したものを電子ファイルとして送付するか、書面を持参又は郵送により「12 担当窓口」あて提出すること(令和5年6月27日(火)17:00 必着)。

ア 業務企画提案書（様式2）

イ 同種業務実績調書（様式3）

ウ 委託料の見積書

(ア)「2（5）委託予定額」に掲げる上限の範囲内で作成すること。（様式任意、押印不要）

(イ) 経費の内訳表を作成すること。

(ウ) 再委託をする場合は、再委託先、再委託内容、金額を明記すること。なお、再委託先の金額が受注者の金額（再委託先の金額を除く）を上回らないこと。

エ 登記事項証明書（提案日前3か月以内に発行されたもの）

オ 最新決算年度の事業報告書

カ 法人税、法人県民税、法人事業税、地方法人特別税（県内に事業所がある場合）並びに消費税及び地方消費税の納税証明書

キ 貸借対照表・損益計算書・利益処分計算書及び附属明細書（直近3期）

(3) 企画提案の内容

企画提案書の様式は任意とするが、委託仕様書に基づいて、A4判に印刷可能なサイズで作成し、次の事項を記載すること。

ア 企画提案の理念

イ 業務の実施内容

ウ 業務実施体制・スケジュール

エ その他、必要と思われる事項

7 審査方法等

(1) 審査方法

委託先候補者の選定にあたっては、企画提案書等を提出した者が、県が設置する「官民連携・共創による緑の保全・活用」企画提案等業務委託審査委員会（以下「審査委員会」という。）においてプレゼンテーションを行い、審査委員会が提案内容を総合的に評価し、評価が最も高かった提案者を委託先候補者として選定する。

ただし、応募者多数の場合には書類で1次審査を行い、1次審査を通過した者（3者程度）だけがプレゼンテーションを行うものとする。

なお、企画提案書を提出した者が1者のときは、審査委員会が提案内容を総合的に審査し、本業務の委託先として適当であると認めた場合に、当該企画提案書等を提出した者を委託先候補者として選定する。

(2) 審査基準

事業提案を審査する基準は次のとおりとする。

審査項目	審査内容		配点
事業目的の理解度	ア 事業の目的や意義を理解し、目指すべき将来像の実現に向けた考え方や方向性が示されているか。		10
企画提案	情報収集・現状分析力	ア 本県の里山や平地林などの緑について、取り巻く状況や課題等について情報の収集ができているか イ 収集した情報に基づき、的確な分析ができているか	20
	企画提案	ア 一層の官民連携による緑の保全・活用の推進、企業や県民等が主体となった緑の持続的な保全・活用につながる提案内容となっているか。	20
	独自視点・創意工夫	ア 提案者のこれまでの業務経験やノウハウを活かした独自の視点や創意工夫が表現された提案内容となっているか。	20
業務実施体制・スケジュール	ア 業務を円滑に行う人員が確保され、体制が備わっているか。 イ 当該業務に関連した契約実績があつて、業務の遂行にあたり有益な知見があると判断できるか。		20
見積価格	ア 本業務に関する経費が適切に計上され、かつ過不足なく積算されているか。		10

8 委託先候補者の決定

審査委員会による企画提案書の審査結果を参考に、委託先候補者を決定する。審査結果は応募者に対し書面により通知する。

9 契約方法

提案された企画内容を元に、委託先候補者と県の間で業務履行に必要な協議を行い、協議が整った場合は委託先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書を精査の上、随意契約により契約を締結する。

歳入歳出予算の当該金額に減額や執行可能時期の遅れ等があったとき等、緊急等やむを得ない場合は、企画提案競技の停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において 当該企画提案競技に要した費用を埼玉県に請求することはできない。

10 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の記載をした場合

イ 「4 参加資格」に該当しないことが確認された場合

11 留意事項

(1) 提案書類に係る著作権の取扱い

ア 提案書類に係る著作権は応募者に帰属し、県は本業務遂行にあたってのみ提案書類に記載されたデータを使用できるものとする。なお、提案書類及び電子ファイルは返却しない。

イ 落選した応募者の提案書類および提案に記載されたデータ等は非公開とする。

(2) 費用の負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

(3) 複数の提案の禁止

応募は1事業者あたり1点とし、複数の提案書の提出は行うことができない。

12 担当窓口

埼玉県環境部みどり自然課 みどり保全・総合調整担当

〒330-3901 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

E-mail : a3140-11@pref.saitama.lg.jp

電話 048-830-3151 F A X 048-830-4775